

壮瞥町商工会 中小企業等事業継続支援助成事業のご案内

(エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策事業継続支援)

1. 事業目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面している中小企業の事業継続対策として、壮瞥町商工会が壮瞥町から補助金交付を受けて、壮瞥町内の中小企業等の事業継続や経営安定を図ることを目的として事業実施いたします。

2. 助成金対象者(一部抽出)

- (1) 令和6年1月19日現在、壮瞥地区商工会の一般会員で、今後も事業継続の意思があること(個人事業者又は農業者以外の法人)。
- (2) 令和6年1月19日以前から壮瞥町内に在住または町内で収益活動をしている個人事業者又は農業者以外の法人であって、令和6年1月19日までに事業所得に係る開業届(税務署)を提出し、今後も事業継続する意思のあること。
- (3) 令和6年1月19日現在、壮瞥町内で収益活動をしている NPO 法人で所轄庁から事業許可を受けており、税法上の確定申告を行っていること。
- (4) 町から企業運営にかかる人件費関連の助成金等を受けていないこと。また、以下の助成金を申請していないこと。
 - ① 公共施設管理維持体制持続化事業
 - ② 医療機関等事業継続支援事業
 - ③ 農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業
- (5) 商工会員にあっては町や商工会が主催する事業やイベント等へ積極的に協力すること。

3. 助成金支給額

基準日・資格	対象者	助成額
令和6年1月19日現在、 壮瞥町内で事業を行っている事業者	個人事業者	5万円
	法人事業者 (農業者以外)	10万円

4. 申請期間

令和6年1月30日(火)から令和6年2月29日(木)まで
(商工会窓口にて受付いたします)

5. その他 : 交付申請書類、添付書類など

- (1) 商工会員
 - ① 交付申請書(様式第1号)、② 振込口座の通帳コピー
- (2) その他の事業所(商工会々員以外)
 - ① 交付申請書(様式第1号)、② 振込口座の通帳コピー、③ 開業届、④ 令和4年分事業概況説明書(法人)、確定申告書及び決算書の控え(税務申告済であることが証明できる書類)、⑤ その他商工会長が求める書類
- (3) 提出された決算書等の書類は、役場や税務署等から情報提供を求められた際に提供することがありますこと予めご承知おきください。

6. お問い合わせ 壮瞥町商工会(☎0142-66-2151)